

役員及び評議員の報酬等に関する規定

社会福祉法人
笑顔の会

制 定 日：2025 年 6 月 23 日

社会福祉法人笑顔の会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人笑顔の会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 1 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、理事長及び業務執行理事はその限りではない。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲で、報酬を支給することができる。
- 3 役員及び評議員に対する退職慰労金は、原則として支給しない。
- 4 役員及び評議員から報酬受給を辞退する旨の申出があった場合は、報酬支給辞退届（別表4）を徴するものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額年間は、13,500,000 円以内とする。ただし、この報酬総額には、使用者としての給与は含めないものとする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額年間は、200,000 円以内とする。
- 3 この法人の理事長の報酬月額、別表1「理事長の報酬」に定める通りとする。
- 4 この法人の非常勤理事の報酬は、別表2(1)(3)「非常勤役員等の報酬」に定める通りとする。
- 5 評議員の報酬は、別表2(2)「非常勤役員等の報酬」に定める通りとする。

(この法人職員給与との併給)

第5条 この法人の職員を兼ね、職員給与をしている者の役員報酬規定は別表4「職員給与との併給」の定めによるものとする。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(役員報酬の表示)

第7条 役員の報酬は、原則として一本で表示する。

- 2 使用人兼務役員は、役員分と使用人分に分けて表示する。

(長期欠勤者の報酬)

第8条 役員が病気その他の事由により長期欠勤した場合の報酬は、原則として、その任期終了までこれを減額しない。

(報酬等の支給日・計算期間)

第9条 常勤役員等に対する報酬等は、毎月20日に支払うものとする。なお、当該支給日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支払うものとする。

- 2 報酬の計算期間は、毎月1日より月末までとする。
- 3 役員が月の途中で就任および退任する場合においても、日割り計算せず、1ヶ月分を支給する。
- 4 非常勤役員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 4 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の改定)

第11条 改定時期は原則として6月とする。

- 2 役位の変更があったときは、前項にかかわらず就任・退任の翌月から改定する。
- 3 職員給与の改定に伴って、役員報酬との間に不均衡が発生する場合には、役員報酬の改定を行うことがある。

(臨時の措置)

第12条 この法人は、必要に応じて、評議員会の決議を経て、役員報酬の臨時増額または減額の措置をとることができる。

(公 表)

第 1 3 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 1 4 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(細 則)

第 1 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

別表１（理事長の報酬）

（１）月額報酬

役職名	報 酬
理事長	月額 900,000 円

※ 理事長については、常勤・非常勤の別を問わない。

別表２（非常勤役員等の報酬）

（１）理事・外部委員

名称	報酬の額（源泉所得税控除後）
理事会等会議への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円

（２）評議員（第三者委員等）

名称	報酬の額（源泉所得税控除後）
評議員会等会議への出席	無報酬
法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円

（３）監事

名称	報酬の額（源泉所得税控除後）
理事会、評議員会等会議への出席	日額 10,000 円
監事監査等への出席	日額 20,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000 円

別表３（職員給与との併給）

① 役職ごとの役員報酬額

この法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給することができる。

役職名	役員報酬
業務執行理事	月額 300,000 円までの範囲内

② 合算の上限

この法人職員兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給することができる。

役職名	役員報酬額
業務執行理事	合算上限月額 1,000,000 円までの範囲内

別表 4（報酬辞退届）

社会福祉法人笑顔の会
理事長 様

報 酬 辞 退 届

社会福祉法人笑顔の会役員の報酬に関する規定第 3 条第 4 項の規定により、役員に係る報酬につき
まして、受給辞退を申し上げます。

年 月 日

申出者

住 所 _____

氏 名 _____